

原子力政策大綱に示している放射線利用に関する取組の基本的考え方の評価について（H22.6.1 原子力委員会決定）

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
(1) 放射線利用に係る施設・設備の整備と共同利活用の推進	<p>関係行政機関、研究開発機関、大学等の関係者は、緊密に連携して、施設・設備の共同での運営・利活用等の効果的かつ効率的な施設・設備の維持/管理/運営のあり方についての検討を進めていくことが重要である。</p> <p>産業界等の利用に供する施設・設備を所有する関係機関は、利用の拡大を図るため、トライアルユース制度等を活用した新たなユーザの掘り起こし、ユーザの利便性の高い環境の構築等の取組を行うことが重要である。また、その際、国が必要に応じて適切な支援を行うことを期待する。</p> <p>多額の国費を投入して大型の先端研究開発施設を整備・維持するに当たっては、施設の整備・維持に携わる関係者は、その意義、役割、必要性等について、可能な限り、国民に説明することに努めるなど、国民の理解を得るための取組の一層の充実を図ることが重要である。</p>	文部科学省	<p>大型研究基盤施設に関しては、より効果的・効率的な利活用がなされるよう、各施設間の緊密な連携を図るとともに、必要に応じ有識者の意見を聞きつつ、その整備・運営のあり方について検討している。</p> <p>大型研究基盤施設を保有する各機関において、産業界にとって使いやすい利用制度の構築や利用者に対する支援に加えて、産業界への積極的な広報やトライアルユースの実施などによる新規ユーザの掘り起こしに取り組んでいる。文部科学省としても、交付金や補助金を通じた、各機関が行う大型研究基盤施設の利用促進に対する支援や、放射線利用技術・原子力基盤技術移転事業を通じて、中性子利用技術について電源立地地域の企業及び研究機関等の技術者等に試行的に体験する機会を与え、当該技術の普及を図るなどの取組を支援している。</p> <p>国民の理解を得られるよう、シンポジウムの開催や研究成果集の作成・配付、各施設HPによる成果の普及など、引き続き広報に努める。</p>
(2) 地域の特色を生かした産学官連携の推進	<p>地域における多様なニーズを踏まえ、地域の持続可能な成長に資するプロジェクトを推進する上で、放射線利用は有効な手段となり得る。地方公共団体において、産学官が緊密に連携し、それぞれの資金面や人材面でのリソースを結集し、例えば、放射線利用施設を核にするなどして、地域の特色を生かしたプロジェクトを展開することを期待する。この</p>	文部科学省	<p>茨城県が展開する量子ビーム研究を核とした地域プロジェクトを支援するため、日本原子力研究開発機構は、J-PARCに2本の茨城県ビームラインを受け入れ、連携しながら放射線利用研究を推進している。また、兵庫県の進める地域産業促進に協力するため、理化学研究所においても、大型放射光施設(SPring-8)に2本の兵庫県専用ビームラインを受け入れると共に、兵庫県が整備した小型放射光施設へ SPring-8 の入射系よ</p>



原子力政策大綱に示している放射線利用に関する取組の基本的考え方の評価について（H22.6.1 原子力委員会決定）

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
		警察庁	<p>○放射性医薬品の承認申請においては、科学的に正当な理由が示される場合には、薬理作用や毒性に関する一部の資料の添付を省略できるとする等、その特性を考慮した審査を行っている。（平成17年3月31日付け薬食審査発第0331009号 厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知「医薬品の承認申請に際し留意すべき事項について」）</p> <p>「放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令」（昭和56年総理府令第30号）により、B型輸送物を陸上で運搬する場合には、都道府県公安委員会に対し、当該運搬を一つの公安委員会の管轄する区域においてのみ行う場合にあっては運搬開始の日の一週間前までに、その他の場合にあっては運搬開始の日の二週間前までに運搬する旨を届け出なければならないこととされている。</p> <p>各都道府県警察においては、上記期限までに届出が行われていれば、その後に輸送物の変更等の事情が生じても、速やかにその旨の届出を受けることにより対応しているところ、引き続きかかる柔軟な運用を実施することとしている。</p>
(5) 国民の理解促進			
	<p>関係行政機関等は、放射線利用に関する国民の理解促進を図るため、放射線利用の効用やリスク情報を踏まえた安全確保の考え方等についても丁寧に説明をすべきである。</p> <p>中学校学習指導要領の改訂において「放射線の性質と利用」に関する内容が盛り込まれたことを踏まえ、学校教育の中での放射線に関するリテラシーが養われ、放射線利用に対する国民の理解が促進されることを期待する。教育現場においてこれらの教育が効果的かつ着実に実施される</p>	文部科学省	<p>文部科学省は、量子放射線を利用した研究について、シンポジウムの開催やパンフレット作成等を通じて広報普及に努めている。また、理化学研究所や日本原子力研究開発機構等の関係機関においても、シンポジウムの開催や利用成果集の作成・HPによる広報等各種媒体を用いて量子放射線を利用した研究について積極的に広報をしている。</p> <p>また、新中学校学習指導要領については、各学校においてその趣旨に沿った指導がなされるよう、平成24年度からの全面実施に向けて、説明会等において周知徹底を図</p>

原子力政策大綱に示している放射線利用に関する取組の基本的考え方の評価について（H22.6.1 原子力委員会決定）

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
	<p>よう、教員の研修や副教材の作成、出前授業等、原子力関係者のさらなる協力・支援、及び地方自治体の関与が期待される。</p>		<p>っている。</p>
(6)	<p>人材育成・確保</p>		
	<p>不足が指摘されている医学物理士の育成・確保を図るため、関係機関が連携・協力し、計画的に人材育成に取り組むことが期待される。また、研究開発機関において、先端研究施設の共用を進めていく上で必要となる利用支援業務を行なう人材の育成・確保を図るため、これらの人材の業務が適切に評価される仕組みの構築等の検討が期待される。</p>	<p>文 部 科 学 省</p>	<p>文部科学省は、利用支援業務を実施する登録利用促進機関に対する交付金を通じて、利用支援業務担当者の安定した確保に取り組んでいる。</p>
(7)	<p>国際協力のあり方について</p>		
	<p>「アジア原子力協力フォーラム」、「アジア原子力地域協定」の枠組みの中で行なわれている放射線利用に関する国際協力について、関係者間の連携等を通じて、一体的かつ効率的な協力がなされることを期待する。また、協力国の産業界と研究実施主体との出会いの場の提供等を通じて、研究成果等の技術移転が効果的になされることを期待する。また、関係機関において、国際機関への協力・貢献の重要性が認識され、国際機関での活動に貢献する人材の育成・確保が推進されることを期待す</p>	<p>内閣府</p>	<p>FNCA にて放射線医療に関する研究を継続して実施してきており、今年 11 月にフィリピンにて放射線研究成果の技術移転に関する検討会合を実施予定である。また国際機関への協力・貢献としては、IAEA などの基盤整備や人材育成に関する会合に積極的に参加し、議論及び技術紹介を実施している。FNCA においては 7 月に基盤整備に関するパネル会合を開催し、基盤整備や人材育成に関する技術紹介及び今後の協力のあり方に関し議論等を実施した。</p>

原子力政策大綱に示している放射線利用に関する取組の基本的考え方の評価について（H22.6.1 原子力委員会決定）

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
	る。	文部科学省	文部科学省は、OECD/NEAやFNCA等の国際会議等へ積極的に参加しており、また関係研究開発機関においても、研究開発協力等を行うなど、国際連携・協力を努めている。
(8)	<p>基礎的・基盤的な研究開発のあり方について</p> <p>今後、国として推進すべき放射線利用に係る基礎的・基盤的な研究開発及び推進方策、国として確保していくべき共通基盤的技術・インフラ及びそれらの整備のあり方について、関係行政機関等が連携して、検討を行うことが重要である。</p>	<p>文部科学省</p> <p>農林水産省</p>	<p>文部科学省は、放射線利用に係る研究開発の推進方策や、整備すべき共通基盤的技術・インフラの整備のあり方の検討にあたっては、関係機関や研究者・ユーザーのニーズ・意見を踏まえつつ検討を実施することとしている。</p> <p>基礎的・基盤的な研究開発のあり方について検討を行う際には、要請に応じて取り組むこととしている。</p>